

指定特定相談支援重要事項説明書

令和 年 月 日

NPO法人たすけあい平田

1 事業の概要

(1)事業所の名称等

法人名	特定非営利活動法人たすけあい平田
代表者氏名	理事長 熊谷美和子
事業所名	NPO法人たすけあい平田
事業所所在地	島根県出雲市西代町1032-4
管理者氏名	熊谷美和子
指定番号	3230400214
連絡先	0853-62-0257
営業日	月曜日～金曜日(但し、祝日及びお盆[8月13日～8月15日]年 末年始[12月29日～1月3日]を除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供地域	出雲市 (平田中心)

(2)職員の職種、人数、及び職務内容

職種	人数	職務内容
事業所長(管理者)	1名	事業所職員の管理・事業所業務の総括
相談支援専門員	1名	サービス等利用計画作成・相談業務
事務職員	1名	

2 事業の目的及び運営の方針

(1)事業の目的

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為の法律(平成17年法律第123号)(以下「法」という。)の理念に基づき、障がい者が居宅において自立した日常生活を営む為に必要な保健医療サービスまたは福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう支援する。本人の依頼を受けて心身の状況、置かれている環境、利用者及びその家族の希望を勘案し、利用する障がい福祉サービス等の種類及び内容、サービス等利用計画を作成する。当該サービス等利用計画に基づく障がい福祉サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者等その他のものとの連絡調整、その他便宜の提供を行う。又、施設への入所を要する場合にあっては、施設の紹介及びその他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(2)運営の方針

①

事業所は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが

できるように配慮し支援を行う。

②

事業所は、利用者の障害支援区分認定にかかる申請に対し、申請確認及び本人の意思を踏まえ、必要な支援・協力を行う。

③

事業所は、利用者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様な事業者との連携により、総合的かつ効果的に配慮し努める。

④

事業所は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定のサービス事業者に不当に偏することの無いよう公平、中立に行う。

3 特定相談支援の提供方法及び内容

- 1 事業所の管理者は、相談支援専門員にサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させます。
- 2 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、当該地域における事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- 3 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けているサービス等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように解決すべき課題を把握します。
- 4 相談支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握に当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接により行います。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ます。
- 5 相談支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該地域における提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだサービス等利用計画の原案を作成します。
- 6 相談支援専門員は、サービス担当者会議(相談員がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に位置づけたサービス等の担当者(以下この号において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、担当者から、専門的な見地に基づく意見を求めます。
- 7 相談支援専門員は、サービス利用計画の原案に位置づけたサービス等について、その種類、内容、利用料等について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利

用者の同意を得ます。

- 8 相談支援専門員は、利用者が障害支援区分更新認定、区分の変更の認定等を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、サービス利用計画原案の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。
- 9 相談支援専門員は、サービス利用計画の作成後においても、利用者及びその家族との連絡を継続的に行うことにより、サービス利用計画の実施状況の把握を行うと共に、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス利用計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- 10 相談支援専門員は、サービス利用計画の実施状況の把握及び解決すべき課題の把握に当たっては、特段の事情の無い限り、次に定めるところにより行います。

ア.
モニタリング期間に合わせて、利用者の居宅等を訪問し、利用者に面接をします。

イ. モニタリング期間に合わせて、実施状況の把握の結果を記録します。
- 11 相談支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合または利用者が施設への入所を希望する場合には、施設の紹介その他の便宜の提供を行います。
- 12 相談支援専門員は、施設等及び医療機関から退院または退所しようとする利用者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、サービス利用計画の作成等の援助を行います。
- 13 相談支援専門員は、利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師の意見を求めると共に、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス利用に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されている時は、当該留意点を尊重してこれをおこないます。
- 14 相談支援専門員は、利用者が提示する受給者証に、認定審査会意見又は指定に係るサービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿ってサービス利用計画を作成します。
- 15 相談支援専門員は、サービス利用計画の作成又は変更に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的にサービス等の利用が行われるようにします。
- 16 相談支援専門員は、サービス利用計画の作成又は変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス利用計画上に位置づけるよう努めます。
- 17 指定特定相談支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

4 利用料金

サービス等利用計画作成費については、利用者の負担はありません。

5 要望・苦情等申立先及び対応窓口

当事業所の相談支援等に関する相談・苦情及びサービス利用計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情は次のところで受け付けております。

- 1 苦情解決窓口および担当者 NPO法人たすけあい平田 大谷 浩子

電話(0853)62-0257 FAX(0853)62-0258

受付日 (月～金)曜日(祝日・8月13日～8月15日・12月29日～1月3日は除く)

受付時間 8時30分～17時30分

- ②第三者委員

川瀬 英 出雲市小津町183番地

金森 功 出雲市多久谷町別所下1401番地

- ③行政機関その他苦情受付窓口

出雲市役所 福祉推進課

所在地 出雲市今市町70番地

電話(0853)21-6961

受付時間 (月～金)曜日8:30～17:15(土日祝日除く)

島根県運営適正化委員会

所在地 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階

電話・FAX (0852)32-5913・32-5994

受付時間 (月～金)曜日8:30～17:00(土日祝日除く)

6 虐待防止に関する対応窓口

身体的及び精神的などの虐待は、絶対に許されないこととして「虐待防止基準」を定め周知徹底するとともに、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止の為の措置を講じます。

虐待に関する相談は、次のところで受け付けております。

- 1 虐待防止に関する窓口

虐待防止責任者 NPO法人たすけあい平田 三木 由美子

電話(0853)62-0257 FAX(0853)62-0258

受付日 (月～金)曜日(祝日・8月13日～8月15日・12月29日～1月3日は除く)

受付時間 8時30分～17時30分

島根県運営適正化委員会

所在地 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階

電話・FAX (0852)32-5913・32-5994

受付時間 (月～金)曜日8:30～17:00 (土日祝日除く)

出雲市虐待防止センター(出雲市役所 福祉推進課)

所在地 出雲市今市町70番地 電話(0853)21-6905

受付時間 (月～金)曜日8:30～17:15 (土日祝日除く)

*休日・時間外は (代) 0853-21-2211

市役所代表番号 (宿直対応し、担当者へつなぐ)

7 事故発生時の対応及び損害賠償

- 1 相談支援に当たって、事故が発生した場合には、事故状況やとった対応を記録します。
家族及び県市町村等関係機関に連絡を行い必要な措置を講じます。
- 2 事故が発生した場合は、すみやかに所定の手続きを経た後に、被害者の損害を賠償します。但し、当相談支援事業所に故意または過失がない場合はこの限りではありません。

8 サービス担当者会議に使用する個人情報の取り扱い

(1) 個人情報の収集、使用

当事業所が障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に関する法令に従い、サービス利用計画作成に基づき、サービスを円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において次の利用者の個人情報を使用します。

- 1 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況その他一切の利用者や家族個人に関する情報
- 2 認定調査票、主治医意見書、障害支援区分認定審査会における判定結果の意見(認定結果通知書)
- 3 その他法に基づきまたは担当相談支援専門員が必要と判断する情報で、利用者本人または家族に同意を得たもの

(2) 個人情報の第三者への提供

次の場合は、ご提供いただいた個人情報を第三者に提供することがあります。

- 1 法令に基づき司法機関、行政機関から法的義務を伴う要請を受けた場合
- 2 サービス利用計画上、必要な医療機関からの照会がある場合
- 3 利用者からの同意を得て指定機関、組織等に提供する場合

(3) 個人情報に関する保有データと安全対策の実施

当事業所は、利用者及び家族からお預かりした個人情報を法令等の定めに基づく期間保有します。使用に当たっては、目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないように細心の注意をはらいます。また、当事業所は個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておきます。

又、保有する個人情報に対して次の適切な安全措置を講じ、紛失、破壊、外部への不正名流出、改ざん、不正アクセス等から保護します。

9 利用者の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、計画相談支援サービスを提供した日から5年間です。

10 ハラスメントの防止

当事業所は、職場におけるハラスメントの防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。利用者が相談員に対して暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメント等の迷惑行為を行うことを禁止します。

11 業務継続計画（BCP）の策定および衛生管理について

感染症や非常災害の発生時において業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修および訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

感染症の予防については感染対策を行い予防に努めます。

感染症の発生、蔓延、再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修および訓練を実施します。

また、衛生管理については、従業者は定期的に健康診断を行い、健康管理、清潔の保持に努め、事務所の設備及び備品等を清潔にし、衛生管理に留意します。

令和 年 月 日

契約に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

（事業者） 所在地 出雲市西代町1032-4

名称 NPO法人たすけあい平田
理事長 熊谷美和子 印

説明者 相談支援専門員 印

契約書及び本書面により、事業者から重要な事項の説明を受けると共に、相談支援の開始及び個人情報の使用について同意しました。

利用者 住所

氏名

印

代理人 住所

氏名

印

(続 柄)